

IBM 機械およびソフトウェア等の保守サービスに関する特則

IBM が提供する機械およびソフトウェア等の保守サービスにおいては、次の内容が適用されるものとします。

【料金について】

1. 月払料金の場合、料金起算日より起算され、月単位で請求されるものとし、サービス期間が1か月に満たない月は、年間日数で日割り計算して請求されるものとします。
2. 年払料金の場合、サービス期間が1年に満たない場合には、年払料金を12か月で月割り計算し、1か月に満たない月は、年間日数で日割り計算して請求されるものとします。
3. 本契約に、複数のサービス開始日が存在する場合、一番最初に到来するサービス開始日を基準として、サービス料金はまとめて請求されるものとします。
4. 契約期間が12か月を超える契約の場合、カットオフ日が設定され、カットオフ日を基準として請求されるものとします。

【契約について】

5. お客様が本サービスのエンドユーザーでない場合、お客様は、本サービスの取り扱いにあたり、IBM TSA の条件を熟知する責任があり、同等の内容をお客様が本サービスを提供するためのものとしてエンドユーザーに理解いただく必要があります。
6. 契約方式が再販の場合は、「NI+C 機械保守サービスのご提供条件」第9条第16項の記載に基づく IBM とお客様が締結する契約書を、別途 IBM とお客様にてご締結いただく必要があります。

お客様が本サービスのエンドユーザーでない場合、お客様は、IBM とお客様の顧客が締結する IBM サービス契約書をお客様の顧客に提供するものとします。

7. 契約方式が委託の場合は、本契約において、<http://ibm.com/terms> に記載の条件（別紙参照）も適用されるものとします。ただし、<http://ibm.com/terms> に記載の条件が更新された場合には、最新の内容が適用されるものとします。

上記 URL 内に記載された各条件については、「IBM」を「NI+C」に読み替えるものとします。なお、サポートを受ける際の保守サービス連絡先は IBM となるものとします。

自動更新通知期限・解約通知期限等の通知期限について、<http://ibm.com/terms> に記載の条件と「NI+C 機械保守サービスのご提供条件」の定めが異なる場合、「NI+C 機械保守サービスのご提供条件」の定めが優先されます。

【その他】

8. お客様は、1) 本サービス終了までにサービス提供者が提供するすべてのサービスの料金、およびサービス提供者が提供するすべての製品および資料に関する費用、2) 本サービス終了までにサービス提供者が負担したすべての費用、および3) 本サービス終了にあたってサービス提供者が負担したすべての費用を NI+C に支払うことに合意します。
9. お客様が、情報の保存、所有、送信のために本サービスを利用する場合、その情報の所有、作成、送信は、適用される法律に従わなければなりません。お客様が本サービスのエンドユーザーでない場合、お客様は、お客様の顧客と前述の制限を含む契約を締結するものとします。
10. お客様は、NI+C および IBM、その役員、取締役、代理人、従業員、およびその親会社と子会社を、お客様による本サービスのマーケティングおよび NI+C が許可していない本サービスに関する表明の結果として、そこから生じ、被った、または負担した、損失、損害、責任および費用（合理的な弁護士費用を含むがこれに限定されない）を含むすべての第三者の請求、訴訟または手続きから防御、補償し、損害を与えないものとします。

以上